

保育所入所における「自営申立書(経営者用)」の記入について

この証明書は、学童保育の入所申し込みや継続利用の際に、児童の保護者が「自営業により就労」していること、その就労内容を証明するために必要となるものです。

記入された内容は、入所の判断材料となりますので、記載漏れのないようご記入をお願いします。

「自営申立書(経営者用)」は次のときに提出が必要です。

- (1) 学童保育への入所を希望するとき。
- (2) 勤務先・勤務内容・勤務時間が変更となったとき。
- (3) 自営業を始めたとき。

記入上の注意

1. 株式会社、有限会社の場合は除きます。その場合は就労証明書を提出してください。
2. 仕事内容についてはできるだけ詳しく記入してください。農業の場合、作付面積、農作物など具体的に記入してください
3. 就労開始(予定)年月日については就労を始めた日、または就労開始予定日を記入してください。
4. 就労時間は休憩時間を含む時間を記入してください。
就労時間が流動的な場合は1日のうち、平均的に就労している時間を記入してください。
5. 直近3ヶ月の勤務状況を記入してください。
6. 就労予定者の勤務状況については、空白で結構です。

添付書類の提出について

・経営者が自営業・農業を行っていることが客観的に証明できる書類の提出(写し可)

確定申告書 営業許可証 個人事業の開業届 売上伝票 出荷伝票 など

証明内容について虚偽が認められた場合は決定(内定)や実施(入所)を解除する場合があります。

証明内容について、保育課から問い合わせをさせていただくことがあります。